

ついに事業再構築補助金の公募がスタート！

令和3年3月26日付で、中小企業を対象とした事業再構築補助金の公募が始まりました。

同時に公表された「公募要領」では従来の情報からいくつか変更点があり、「事業再構築補助金の概要」「事業再構築の指針」等も内容が改訂されていますので、応募を検討中の方はご注意ください。

なお紙面の都合上、大まかな補助金の内容につきましては、ぐっちゃん[®]情報の前号をご参照ください。

	スケジュール	日時
第1回公募	申請受付	令和3年4月15日頃の開始を予定
	応募締切	令和3年4月30日 18:00(厳守)
	採択発表	令和3年6月上旬～中旬頃

※事前着手制度を利用する方は、事前に別途申請が必要になります。

公募要領のポイントについて

1. 公募は今後4回程度実施と明記され、“予算早い者勝ち1本勝負”になる可能性が減少。
2. 「指針」等から一部条件が削除され、要件を満たす企業が増えた。
3. 業種に対する制限がほぼなかったことから、医療法人や社会福祉法人等も応募が可能になった。
4. 応募したが不採択になった場合、次回以降に応募可能なことが明記された。
※ただし、一度交付決定を受けた事業者(議決権50%超の子会社も同一法人とみなす)は今補助金を再度受け取ることができない点に注意が必要です。

事業再構築補助金の申請を現在「お考えでない方」へ

【新規事業の予定のない方→自社の事業再構築を考えるきっかけに】

➡ 今回の補助金は、①予算が多額であることとともに、②対象経費が幅広く、建物や広告費、研修費なども含まれることが特徴です。これを機に一度自社の事業再構築を考えてみてはいかがでしょうか。また、自社で補助金を「貰う」発想だけで留まらず、自社取引先へ製品の販売と補助金の紹介をセットで行う等の「営業提案」に繋げるなど多角的に補助金を利用することもご検討ください。

【売上高減少要件を満たさない方→2回目以降の公募を検討】

➡ 今回の補助金では、「申請前の直近6か月間のうち任意の3か月」を用いて売上の減少判定をしています。2回目以降の公募では、売上判定に用いる月が変化するため、条件を満たす可能性があります。

【事業再構築補助金の該当しない方→他の補助金・給付金を検討】

➡ ものづくり補助金や各地方自治体独自の給付金等についての利用もご検討ください。

☆「暫定」G Biz ID プライムの利用について

▶ 本補助金は、申請の際に「G Biz ID プライム」(以下、G Biz ID)が必要になりますが、今回事務処理が追いつかないことから、「暫定アカウント」での申請も認められることになりました。使用用途が限定されるものの、通常のG Biz IDでは発行に3~4週間かかるところを暫定アカウントでは2営業日程度で発行される点の特徴です。必要に応じて、暫定アカウントの利用をご検討ください。なお、既にG Biz IDをお持ちの方、取得手続き中で近日中に取得予定の方につきましては、暫定アカウントの発行は不要です。

※制度は今後変更になる場合があります。最新情報につきましては、中小企業庁の公式HPをご覧ください。

<https://jigyousaikouchiku.jp/>

専任担当：大江 加藤(滋)、所長



税理士法人

AMAGUCHI パートナース

TEL : 023-625-2773